

○デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着に関する説明書について
(第10号様式の2)

(第10号様式の2)

デジタル式記録計又はドライブレコーダーの装着について

当該事業所におけるデジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着については令和3年4月1日現在、以下のとおり配置車両の90%以上に対して、デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーを装着しています。

その効果については、ドライバー教育に の形で反映させています。

全配置車両数	台 (A)
内デジタル式運行記録計装着車両数	台 (B)
内ドライブレコーダー装着車両数	台 (C)
内デジタコ・ドラレコ併用装置装着車両数	台 (D)

$$((B) + (C) + (D)) \div (A) \geq 90\%$$

登 録 番 号	デジタル式運行記録計の装着	ドライブレコーダーの装着	デジタコ・ドラレコ併用装置の装着
計	台	小計 台	小計 台

以上、報告します。

令和3年 月 日

東京運輸支局長 殿